

工事請負契約書第26条第1項から第4項までの規定【スライド条項】
により増額となる場合の運用基準

令和2年9月

船 橋 市

船橋市工事請負契約書第26条第1項から第4項

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の15/1000を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

1. 適用対象工事

(1) 請負契約締結の日から12月を経過した工事とする。ただし、既にスライド条項により契約金額の変更を行っている場合は、直前の基準日(「請求のあった日」をいう。以下同じ。)から12月を経過していることとする。

(2) 発注者が積算に用いる諸経費率(共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率)の改正のみによる請負代金額の変更は、スライド条項による請求の根拠とはならない。

なお、諸経費率の改正のみによる請負代金額の変更とは、例えば、発注者の積算で直接工事費が減額しているにも関わらず、請負代金額が1,000分の15以上増額となる場合等である。

(3) 残工事の工期が基準日から2月以上あること。

2. スライド額の算定

(1) 請求者と協議するためのスライド額は、次の式により算定する。

$$1) S = [P2 - P1 - (P1 \times 15/1,000)] \quad (\text{ただし, } P1 < P2)$$

S : スライド額

P 1 : 変動前残工事代金額

(請負代金額から基準日の出来形部分に相応する請負代金額を
控除した金額)

P 2 : 変動後残工事代金額

(基準日の賃金又は物価を基礎として算出した P 1 に相当する金額)

※ $P = \alpha \times Z$ 、 α : 落札率、 Z : 積算額

2) P 2 の算出にあたり、基準日における適切な工事価格を算出するため、基準日における諸経費率を用いるものとする。

- (2) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う
共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について算定されるもの
であり、歩掛の変更については考慮するものではない。
- (3) 請求者と協議の結果、1,000 分の 15 以上の増額となる場合は、1,000
分の 15 を超える額をスライド額とする。

3. 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、工
事数量総括表や工事積算書等に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示している工種等につい
て、基準日以降の残工事量はスライド額算定の対象とする。
- (3) 次の材料等については、出来形数量として取り扱う。
 - 1) 現場搬入材料について認定したもの。
 - 2) 工場製作品について工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明で
きるもの。
 - 3) 契約書等により工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード
等で在庫確認が可能なもの。
- (4) 次の仮設材料等については、出来形数量の対象として取り扱う。
 - 1) 基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用ク
レーン、仮設鋼材等）。
 - 2) 工事数量総括表や工事積算書等で一式明示した仮設工。
- (5) 出来形数量について、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当
該工種に対する構成比率等により出来形数量を算出する。

4. 物価指数等

発注者は、積算に用いた単価の変動率を物価指数とすることを基本とする。
なお、請求者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、その物価指数を用
いることができる。

5. 変更契約の時期

スライド額の契約変更は、原則としてその必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。

6. スライド額の説明

発注者は、積算に用いた各種単価の変動資料等を活用し、請求者に対して変更内容の説明を行うものとする。